

## 別表十七（三の七） 付表一の記載の仕方

- 1 この明細書は、内国法人が措置法第66条の6第11項《内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の90第11項《連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 2 「直接5」は、措置法第66条の6第2項第1号に規定する外国関係会社（以下「外国関係会社」といいます。）の同号イに規定する居住者等株主等（以下「居住者等株主等」といいます。）の当該外国関係会社に係る同項第1号イ(1)に規定する直接保有株式等保有割合を記載し、「間接6」は、当該外国関係会社の居住者等株主等の当該外国関係会社に係る同号イ(1)に規定する間接保有株式等保有割合を記載します。この場合において、これらの割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 3 「直接7」は、外国関係会社の居住者等株主等の当該外国関係会社に係る措置法第66条の6第2項第1号イ(2)に規定する直接保有議決権保有割合を記載し、「間接8」は、当該外国関係会社の居住者等株主等の当該外国関係会社に係る同号イ(2)に規定する間接保有議決権保有割合を記載します。この場合において、これらの割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。ただし、同号イ(1)又は(3)に掲げる割合が100分の50を超える場合には、当該記載及び添付を要しません。
- 4 「直接9」は、外国関係会社の居住者等株主等の当該外国関係会社に係る措置法第66条の6第2項第1号イ(3)に規定する直接保有請求権保有割合を記載し、「間接10」は、当該外国関係会社の居住者等株主等の当該外国関係会社に係る同号イ(3)に規定する間接保有請求権保有割合を記載します。この場合において、これらの割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。ただし、同号イ(1)又は(2)に掲げる割合が100分の50を超える場合には、当該記載及び添付を要しません。
- 5 「14」から「16」までは、措置法第66条の6第1項第4号に規定する同族株主グループに属する者の外国関係会社に係る同項第1号イからハまでに掲げる割合又は同法第68条の90第1項第4号に規定する同族株主グループに属する者の外国関係会社に係る同項第1号イからハまでに掲げる割合を記載します。この場合において、これらの割合の計算に関する明細を記載した書類及び措置法規則第22条の11第43項第7号《内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》又は第22条の76第41項第7号《連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》に掲げる書類を添付します。
- 6 内国法人が措置法第66条の9の2第11項《特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の93の2第11項《特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。